

令和 7 年国勢調査久喜市実施本部設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 7 年国勢調査に関する事務を円滑に処理するため、令和 7 年国勢調査久喜市実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

(実施本部の組織)

第 2 条 実施本部は、本部長、副本部長及び事務局をもって組織する。

2 本部長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、総合政策部副部長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 3 条 本部長は、実施本部を総括し、実施本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局の構成)

第 4 条 事務局は、事務局長、副事務局長及び班をもって構成する。

2 事務局長は、総合政策部情報推進課長の職にある者をもって充てる。

3 副事務局長は、総合政策部情報推進課主幹の職にある者をもって充てる。

4 班の種別は、次のとおりとする。

(1) 総務班

(2) 調査庶務班

(3) 調査指導班

5 事務局の班の構成員（以下「班員」という。）は、市職員のうちから市長が任命する。

6 班員の人数及び構成は、別表のとおりとする。

(事務局長、副事務局長及び班員の職務)

第 5 条 事務局長は、本部長の命を受け、事務の円滑な執行を推進するため、班員を監督する。

2 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班員は、上司の命を受け、次条に規定する所掌事務に従事する。

(班の所掌事務)

第6条 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施計画、調整事務及び広報に関すること。
- (2) 次条第1項に規定する本部会議の運営に関すること。
- (3) 各班の事務の連絡及び調整に関すること。
- (4) 国勢調査令（昭和55年政令第98号）第6条に規定する国勢調査指導員の事務打合せ会に関すること。
- (5) 調査書類の保管及び配布に関すること。
- (6) 調査書類等の点検、整理及び提出に関すること。
- (7) その他実施本部の運営に関すること。

2 調査庶務班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 調査員説明会及び調査書類等の受領における庶務に関すること。
- (2) その他実施本部の庶務に関すること。

3 調査指導班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 調査員の指導に関すること。
- (2) 調査員説明会の運営に関すること。
- (3) 調査書類等の受領に関すること。
- (4) 調査の困難な地域及び世帯における調査等の支援に関すること。
- (5) 調査票の未提出世帯からの回収に関すること。
- (6) 調査票の審査に関すること。

(本部会議)

第7条 実施本部の会議（次項において「本部会議」という。）は、本部長、副本部長、事務局長、副事務局長及び総務班に属する班員をもって構成し、実施

本部の運営について協議する。

2 本部会議は、本部長が招集する。

(庶務)

第8条 実施本部の庶務は、情報推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年12月26日限り、その効力を失う。

別表 (第4条関係)

班名	人数	構成
総務班	3人	情報推進課統計担当職員
調査庶務班	5人	情報推進課職員(統計担当職員を除く。)
調査指導班	40人	情報推進課職員以外の所属所の職員